# 歴史資料の評価選定について

## 1 評価選定の概要

秋田市公文書管理条例等が施行された平成26年4月1日前の公文書 については、原則として、その保存期間を1年、5年、10年および永 年とし、これらの保存期間が満了した場合は、永年保存の公文書を除き、 全て廃棄の措置としていた。

しかしながら、市では、廃棄の対象となっている公文書であっても、 歴史的価値があると認められるものについては、引き続き保存していく 必要があるとして、平成18年3月29日に「秋田市歴史資料の保存等 に関する要綱」を設定し、これまで、これらの中から選定を行い、歴史 資料として保存してきているところである。

なお、この選定作業は、条例施行前の平成25年度までに作成された 公文書の保存期間が満了するまで経過措置により行うこととなる。

## 2 評価選定作業を行う職員およびその体制

- (1) 評価選定(別紙資料4)に従事する職員は、評価選定基準に該当する文書にはどのようなものがあるか、事前に把握するよう努める。
- (2) 評価選定作業を実施する際は、より客観的な視点で選定を行うため、複数で従事する。

### 3 評価選定作業の具体的手順

- (1) 廃棄する簿冊の一覧を提出してもらう。
- (2) 一覧に記載された簿冊名を評価選定基準の各号と合わせて、該当する簿冊を選定する(以下「一次選定」という。)
- (3) 一次選定した簿冊のうち、必要に応じて、簿冊に綴られている文書 を直接見てその内容を精査および確認し、評価選定基準に該当し、か つ、歴史的価値を有する文書を選定する(以下「二次選定」という。)
- (4) 二次選定については、該当するか否かの判断に迷う場合が多いことから、複数の職員により作業を実施する。

### 4 評価選定実績

当市では、平成19年度から歴史資料の評価選定を始め、昨年度までに、462冊の簿冊を引き続き保存している。昨年度保存した簿冊は、別紙資料5のとおりである。